

平成 17 年度 第 3 回 主要課題改革推進委員会
委員会終了後記者会見録

日時：平成 17 年 11 月 21 日（月）15:23～15:29

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、お待たせいたしました。第 3 回「主要課題改革推進委員会」の記者会見を始めさせていただきます。早速、御質問をお受けいたしますので、質問のある方は御自身の所属からお願いいたします。

御質問はございませんでしょうか。

記者 レセプトのオンライン請求の部分ですけれども、今日の話し合いの中で一定期間経過後はオンライン請求をしない者には支払いをしないということで合意したと考えてよろしいかどうか、そこら辺の御認識を。

鈴木主査 私は、そういうふうに認識しております。明確に合意をしたと。ただし、少し考えさせてくれという留保条件はあると。

それは何かと云ったら、例えばシステムがストップした場合とか、あるいは 1 枚、2 枚ぐらいしか請求がない人がオンライン請求をできない場合というので、そういうものは極めて限定的に書くから、考えられるものを、まだあるのならば整理しておいてほしいということを言いました。オンライン請求の義務化については、実は去年は一定期間経過後にはオンライン請求に参加しない医療機関に関し、その参加を確実に推進する実効性のある措置を講ずるべきというような、わかったような、わからぬような言葉で言っていたのですが、この問題は去年も一昨年もその前も一定期間経過後にはオンラインで請求しない者には支払わないという措置を取ることによってオンライン化を進めるべきだと、3 年ぐらい前からそういう案を提示してきたのです。

それが、何だかわけのわからない霞が関用語に変わってしまったのですが、本日、初めてオンライン請求の義務化を受け入れるということがハッキリしました。移行期間の 5 年というのについては、私どもまだ容認を留保しております。だけれども、厚労省は少なくとも 5 年という期限を出してまいりました。

ですから、極めて明快に本日決まったということで、長年宿願としていた私らは、さっき宮内議長がおっしゃられましたけれども、レセプトのオンライン請求の義務化を認めるというのはすべての医療改革のスタートラインだと思っております、そのことによりデータの蓄積・共有化という問題、そういうものをベースとして標準医療方法の決定、更にはそれをベースとして DRG / PPS といいますか、包括払い制度の促進というふうに幅広く広がっていくものです。更に付け加えれば、こういうことをすれば直接審査・支払という保険者機能の強化という面でも、つまり保険者が今は自分で審査しようと思っても、紙で全国から来るものを仕分けて受け取るわけにはいきません、それがオンラインになったら、ちょうど e メールが着くと同じように全国からの請求書が審査を要求する保険者に

直接着くわけですから、それでやっていけるというようなこと、また、勿論、審査効率が高まることは言うまでもありません。韓国の場合などでもそうなのです。

そういうあらゆる問題が解決しますから、私は本日の会合の意義は非常にあったと思います。ここでやっと暗黒の医療界に一点のともしびが、しかも改革の最重要なスタートラインであるところに一点のともしびがついたと思います。これから、このともしびをどう大きくしていくのかという問題だとうれしく感じております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 今回、5年ということが明確に出たのですが、その起算時点は平成18年度から5年という御認識なのでしょうか。

鈴木主査 これについては、私は一定期間にそろそろ数字で年限を入れるということを書いたのですけれども、厚労省から5年ということを書われました。だから、スタートラインはいつにするのかというのは、これから厳密には詰めますが、当然、今は平成17年の終わり近くで、私どもが答申を出すのは12月で、閣議決定されるのは平成18年3月ですから、それらから数えて、厚生労働省において5年。私どもにおいては、もう少し早くという考えで臨みたいと考えております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 段階的猶予期間の設定についての見解をもう一回お願いします。第1段階、第2段階、第3段階、やはり、これはやるべきではないと。

鈴木主査 これは、具体的に今日初めて聞いた話なので、ですから、もう少し考えていきますが、考え方としては、大きな病院から始まって、診療所まで直ちにオンラインでないと受け付けないということを書いても、やはり少し、今のIT化の状況というものが大きな病院と診療所に至るまでの間では差があるだろうから、少しずつ差を付けて、しかし、厚労省流に言えば、5年間経ったら全部がオンラインで請求されることになるという意味だと理解しております。

司会 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにて会見を終了いたします。ありがとうございました。